

長野県指定介護老人福祉施設の入所ガイドライン

1 趣旨

介護保険施設の中で特に入所申込者が多い指定介護老人福祉施設（以下「特養」という。）において、優先入所に関する基準を定め、在宅サービスを最大限活用しても在宅での生活を送ることが困難である入所申込者を優先入所させることを目的とする。

2 入所に関する基準

特養においては、このガイドラインを参考として、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所に関する基準及び手続きを作成するものとする。

作成に当たっては、地域社会の理解を得る必要があることから、入所が予定される関係市町村、地域包括支援センターなどからの意見を踏まえるとともに、近隣の特養との協調を図ることが望ましい。

また、特養の広報紙（誌）などにより入所決定までの手続を公表するとともに、関係市町村の広報紙（誌）への掲載を依頼して、周知するものとする。

(1) 委員会

ア 委員会の所掌事務

- (ア) 評価基準の作成
- (イ) 優先順位の決定
- (ウ) その他必要事務

イ 委員会の構成

委員会の委員は、管理者、生活相談員、看護職員、ケアマネジャー等施設職員と施設職員以外の者（地域における医療又は福祉に精通した者、民生委員、ケアマネジメントリーダー等）とする。

ウ 記録の保存

協議の内容を記録し、2年間保存するものとし、市町村又は県から求められた場合には、これを提出するものとする。

エ 守秘義務

委員は、入所申込者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。

(2) 評価基準及び優先順位の決定

評価基準については、個別評価項目と総合評価項目とし、次表のとおりとする。

優先順位の決定は、

- ①個別評価項目の各項目を、それぞれ点数化し、その合計点数を算出し、
- ②更に、総合評価項目により入所の要件を勘案した上で、行うこととする。

なお、管理者は、入所申込者の状況が急に悪化するなど、真にやむを得ないと判断した場合は、職権により入所させることができるものとし、後日入所に至った経過などを委員会に報告するものとする。

個別評価項目（標準的な個別評価項目は別紙1）
<ul style="list-style-type: none">・要介護度・認知症高齢者の日常生活自立度・介護者等の状況・在宅サービス利用率など

総合評価項目
<ul style="list-style-type: none">・身体上又は精神上的の著しい障害による常時介護の必要性・生活上の全面的な介護などの必要性・自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性・認知症による行動障害、在宅のQOL・在宅サービスの利用内容・住宅環境の要因、入所申込時期、地域性、入所した場合の家族との交流など

3 入所申込時の対応等

(1) 入所申込者への対応

特養は、入所申込者には、特例入所の要件、評価基準及び入所決定までの手続について説明を行い、同意を求めるものとする。この場合において、入所申込者が要介護2又は1であるときには、入所申込後に特例入所の要件を満たさないことを特養が当該入所申込者に通知する際に、併せて申込書類一式を返戻することについても同意を求めるものとする。

なお、標準的な申込書は別紙2のとおりとする。

(2) 個人情報の把握の同意

入所申込者及び家族の状況把握を行うため、個人情報の取扱いについては、市町村、担当ケアマネジャー、他の介護保険施設等からの情報収集に係る同意書を得るものとする。

る。

(3) 特養への報告

入所申込者は、入所申込書に記載した項目に変更があった場合、申込みをした特養に報告するものとする。

(4) 特例入所による申込みへの対応

ア 特養から市町村への照会

特養は、入所申込者が要介護2又は1である場合には、別紙3の照会文書により、当該入所申込者の入所申込書の写等を添えて、入所申込者が居住する市町村の長あてに、特例入所の要件を満たすかどうか意見を求めるものとする。

イ 市町村からの意見の表明

アの意見を求められた市町村長は、別紙4の回答文書により、概ね2週間以内に回答するものとする。ただし、入所申込者が居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることとして、家族等による深刻な虐待がある旨入所申込書に記載されているにもかかわらず、市町村長が当該事由を確認していない場合には、特養と市町村長は個別に協議の上、意見の内容及び意見の回答時期を決めるものとする。

ウ 入所申込者への通知

特養は、市町村長からイにより意見があった場合には、特例入所の要件を満たすかどうか決定し、原則として、入所申込者に通知し、特例入所の要件に該当しないときは、申込書類一式を併せて返戻するものとする。

エ 委員会の開催における留意事項

特養は、2の委員会を開催するに当たり、イにより特例入所の要件を満たすとされた入所申込者の「介護の必要の程度や家族の状況」等について変更があるかどうか、改めて市町村と情報共有することが望ましい。

4 老人福祉法による措置入所

特養は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所委託があった場合には、入所させるものとする。

5 平成14年度制定の旧県ガイドラインの運用時期等

(1) 優先入所の運用時期

このガイドラインに基づく優先入所については、速やかに入所申込者の現況を把握し、平成15年4月1日までに運用するものとする。

(2) 入所申込者への周知

十分な周知期間を設けて、市町村、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、在宅介護支援センター、老人保健施設等との情報交換を行い、周知に万全を期し、申込者には、入所に関する基準及び入所決定までの手続を説明するものとする。

なお、全員の把握が困難な場合は、把握できた者の中から適用することは、やむを得ないものとする。

6 平成 27 年度から適用する見直し後の県ガイドラインの運用等

(1) 特養が独自に指針を定める場合の運用事項

特例入所に関し、見直し後の県ガイドラインの内容に準じない場合には、特養は独自に運用方針を制定するものとする。この場合において、特養は、市町村やケアマネジャー等の関係者と協議を行い、独自に定める運用方針が円滑に処理できるように整えた上で、入所申込者に対して、独自に定めた内容及び理由を十分に説明するものとする。

(2) 平成 26 年度までに入所の申込みを行っている者への対応

特養は、平成 26 年度までに既に入所の申込みを行い、かつ、要介護 2 又は 1 である者に対し、特例入所の制度を説明し、改めて、特例入所に関して見直し後の入所申込書に記載の上、特養に提出するよう働きかけるものとする。なお、特養は、当該見直し後の入所申込書の提出を受けて、速やかに、3 の (4) のアにより市町村長に意見を求めることとするが、この場合において、照会文書に平成 26 年度までの申込者であることを明記し、回答期限も市町村と個別に協議の上、照会するものとする。

(3) 入所申込書の管理方法

特養は、保管している入所申込書を、①要介護 3 以上の者 ②要介護 2 又は 1 で特例入所の要件に該当する者 ③要介護 2 又は 1 で特例入所の要件に該当するか不明な者（見直し後の入所申込書の再提出がない者を含む。） ④要介護 2 又は 1 で市町村に照会中の者 に区分して保管するものとする。

(別紙1) 個別評価項目 ⇒別ファイル(エクセル) 参照

(別紙2) 標準入所申込書(表面) ⇒別ファイル(エクセル)参照

(別紙2) 標準入所申込書(裏面) ⇒別ファイル(エクセル)参照

別紙 3

(新規申込又は 26 年度以前申込者で新様式により改めて申込みした場合)

年 月 日

(申込者の住所の) 市町村長 様

特別養護老人ホーム施設長



特別養護老人ホームへの特例入所による申込みについて (依頼)

このことについて、別添のとおり、要介護 2 又は 1 の者から、当施設への入所申込がありました。(なお、入所申込者は、平成 26 年度以前から申込みがありますが、今回の特例入所の要件を満たすかどうか、改めて新しい様式により申込みをしたものです。)

当施設に入所するに当たり、介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 17 条の 10 に規定する「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」に該当し、特例入所の要件を満たしているか、あらかじめ貴職の意見を求めたいので、年 月 日までに御回答いただきますようお願いいたします。

(添付書類)

- 1 入所申込書の写
- 2 個人情報の提供に関する同意書の写 (※市町村長が求める場合に限る。)
- 3 居宅サービス計画、サービス利用票・別表 (1～3、6、7 表) の写
- 4 必要に応じ、市町村長が求める書類

年 月 日

特別養護老人ホームの施設長 様

市町村長



特別養護老人ホームへの特例入所による申込みについて（回答）

年 月 日付けで照会のありました、このことについて、下記のとおり回答します。

記

住 所			
氏 名	性別	生年月日	回答欄
〇〇 〇〇	男・女	年 月 日	
認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			
知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			
家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であり、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			
単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることにより、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			

(添付資料)

市町村長が定める書類